

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和6年12月11日（水） 14時12分開会 14時58分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子・鈴木孝寿・
橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・中島里司・
深沼達生・議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 議 件
 - (1) 議会運営委員会からの報告事項について
 - ・タブレット導入に伴う経費削減について
 - ・議会報告会と町民との意見交換会（まとめ）について
 - ・山本議員からの疑義への対応について
 - (2) その他
- 6 会議録 別紙のとおり

【開会 14:12】

(1) 議会運営委員会からの報告事項について

- ・タブレット導入に伴う経費削減について

山下議長：只今より全員協議会を開催する。議会運営委員会からの報告事項3点ある。1点ずつ進めてまいる。タブレット導入に伴う経費削減について報告がある。

橋本議員：タブレット導入に伴う経費削減について、議会運営委員会において協議した内容をそのままお伝えする。詳細は事務局から説明をお願いする。

議会事務局長(大尾 智)：前回の全員協議会の中で来年度当初予算のタブレットを導入ということで予算要求させていただくという話をさせていただいた中で、いろいろ意見頂いて、どのぐらいの経費が削減されるのかということの話があったので、事務局であまり精度の高い数字ではないと思うがまとめさせていただいたのでそれを説明する。A4横の2枚ものである。昨日の議会運営委員会でも説明して了解頂いたところではあるけれども、まず(1)というところは、いわゆる総務課で議案等を作成しているところの用紙代、純粋な用紙代として3万1,000円程度かかっているところである。ただ、これについても統計的に記録を残しているわけではないので、大体というところで御承知お願う。その横に②で6万円ほど安くなると書かれている。これについては用紙の印刷が少なくなれば、印刷機の委託料が下がるのではないかという話を総務課から聞いたので、合わせて9万1,000円程度削減ができると考えたところである。2番の事務局分についても、毎回枚数とか、部数とか、記録をつけているわけではないので私の感覚で記載しているけれども、純粋な用紙代ということで1万円程度減るのではないかということで、この部分の合計で(エ)ということで10万1,000円程度とした。それから次の2番の図書経費の削減ということで、今現在行政費の図書費というところで、各種法規の追録代とかを年間150万程度かかっている。これについてタブレット等導入してネット等で閲覧できるということになるのでその部分削減できるということで、3階の図書室に現行法規というのが何10冊ずらっとあって、職員も含めて見られる方はいないと思う。道の例規集も同じく図書室にある。それから、議員に1人ずつ、各担当課にも紙ベースで配られている例規集、現行の自治六法というものがある。こちらについてはタブレットを今現在もあまり紙ベースというよりも役場のデータベースの見ていて、あるいはネットで見ている部分があるので、タブレット導入ということになれば削減できる経費ではないかと試算した。そちらが60万ほどあった。ただ※1、2に書かれているものについては、なくせない部分もあるということである。3番目の削減経費、こちらにも具体的な数字を載せていない。印刷、各種議会事務局あるいはその他総務課以外のところも含めて、資料をつくるときの人件費とか紙代、コピーのトナー代等も議会分ということで、少なからずあると思う。ただ積算するのが困難であるのでそこは数字を入れていない。今のABC3点合計すると70万ぐらいの経費削減になると考えたところである。あくまでもこのぐらいの経費落ちるのではないかと事務局で試算したものである。具体的にタブレットが入ったらこれだけ役場の中の予算が削減されるというものではなくて、こういうものがなくなる分経費としては落ちるのでは

ないかということで、あくまでも議会事務局私のほうで積算した数字と押さえていただければ結構と思う。

委員長：前回の全員協議会の中で経費についての話も出たので、事務局に説明させてもらったところであるが、7年度の当初予算にこの部分を要求していくということを確認しているが、計上されれば9月定例会を目標に導入して、最短でいけばいけると思っているところである。

山下議長：只今、議運委員長から報告があったところである。タブレット導入に伴う経費の削減については、把握できる程度でこのぐらいということで、タブレットについての予算要望を提出していて、それに向けて予算が通れば、成立すれば来年の秋頃使えるのではということで委員長の報告があった。今後に向けて使い方あるいは利用に当たっての注意事項だとか、そういった部分には具体的にはこれから検討していくということになると思うが、導入に向けた議運の報告のとおり進めたいと思うのでよろしく願います。

中島委員：進める進めないは一定の方向が示されているけれども、事務局忙しい中積算したけれども、人件費この削減額の合計にプラスCとして、その他人件費というのが最初から事務局のこれでは人件費を減らすという意思表示である。

橋本議員：人件費の見積りというものがはっきりここで数字として出せるかどうかという部分があるかと思うけれども、タブレットを入れることによる業務の効率化によって、実質的に人件費が下がっていくということが見込まれると原則的には考えている。

山下議長：なお、人件費というのは時間外とかそういった部分のかかる部分の人件費ということで、人が削減されるという趣旨ではないということで事務局では言っていたので付け加えさせていただく。

中島委員：人件費はそういう意図であれば、ここに逆にそれによって時間できた部分、余裕できた部分、議会から色々こうパソコンなりそういうものを使ってやる作業というのを、要するに町民に周知、そういう情報を流す、そういう部分でそういうことができるということを書いて、人件費というのは時間がこうだからこれだけ減るなんてならないだろう。人を1人減るか減らないかではっきり数字的に出てくるのだから、業務的に今言ったように時間外だとか、時間外と言っても今時間外手当もらう人何人いるか。そういう実態を見た中でこういう表現というのは、私心配するのは予算要求で資料として執行側に提出されたら、私はこれで人減らしをしていいのだと理解する。そういう誤解のないようにもう少し仕事の中身を、この部分が今まで手がなくてできなかった部分を、こっちで浮いた分こういうようにするというのを、かえって私決して今職員の数が多いいとは思っていない。大変だと思っている。より内容を充実させるためには其他人件費等とか人件費に関わる削減なんていうのは、少なくともこちらから表に出すことではない。見る側はこうやっていったら1人減らしていいという話になる。その辺を私は削減すべきだと思う。ここに逆に削減できれば積算困難であるけれどもこんなところ色々必要ない。今後何をこれによって何を議会事務局でできるかということを書いて説明したほうが筋として通ると思うということを意見として話しておきたいと思う。

山下議長：この部分についてはあくまで全員協議会の中での資料ということで押さえていただきたいと思います。町長部局に対する部分については、1番2番の経費削減の部分ぐらいしか、伝えはしないが伝えるとすればその部分だけ伝えるという形

で進める。こういった経費の部分については、こういった流れになるということで皆さん頭の中で押さえておいていただきたいと思う。終わった後はそのまま置いておいていただいて撤収をさせていただくのでよろしく願います。ひとり歩きしないように注意を払ってまいりたいと思う。続いて議会報告会と町民との意見交換会のまとめについて報告をお願いします。

・議会報告会と町民との意見交換会（まとめ）について

橋本議員：それでは2番目、議会報告会と町民との意見交換会のまとめについてである。これについても議会運営委員会において協議して報告書をまとめた。別紙カラー刷りのものであるが、これについて特に報告すべき点を端折って事務局よりポイントについて説明をお願いします。

議会事務局長：議会報告会と町民との意見交換会の報告書の関係である。前回の全員協議会でも若干まとめたものについてお示しして、この後総務産業と厚生文教両委員会でも検討いただくというところまで進めていた。報告書でいくと5ページまでは前回の全員協議会でもまとめた部分をお示ししている。6ページ7ページの部分、ここが②番で総務産業常任委員会、7ページの③で厚生文教常任委員会それぞれ議会初日の委員会でもまとめをしていただいた。三つに分類してそれぞれ記載されているとおりである。その中で後ほど説明があると思うけれども町長部局のほうに提言していくものがあればという形であったので、そこからピックアップしたものを、後ほど委員長からまた報告あると思うけれども理事者への報告のところに書いていきたいと思う。7ページ、最後の全体のまとめである。2回目となったグループディスカッション方式ということで、8ページ以降に意見交換会、アンケート調査が出ている。その中で少人数でやるから意見が出しやすいとか、議員に直接話して要望が言えてよかったなどアンケートの中では好意的な評価があったのではないかとということで記載している。一方でテーマの選び方やディスカッションの進め方、あと参加者数が少ないというところは今後の課題ということで引き続き検討してまいると書いている。ただ先日の活性化の方向性の中でも出ていたけれども、グループディスカッション方式の開催については当面現在の方法を継続するという。最後に今後も町民の皆様の参加協力をお願い申し上げるということで報告書のまとめとしている。前回の全員協議会以降にできた部分については以上である。

橋本議員：後先になったけれども総務産業常任委員会と厚生文教常任委員会それぞれに町民からの声の部分で仕分をしていただき、コメントをつけていただいたことに感謝を申し上げたいと思う。それでフリートークで出てきた意見について、従来報告書そのものを町長にこういう報告書をまとめたという形で報告してきているけれども、今回町長に伝達する、あるいは教育長に伝達するといったような部分がコメントであるものについて町長への報告する鏡のところ、1枚物で縦の丸案と書いた文章であるが、これの記というところでその2点、市街地の空き地空き家の管理がしっかりされていないという意見と、十勝開墾合資会社などの見学者に不親切で受皿システムが整っていないのではないかと。これは意見原文そのままであるが、これを記した上でこの報告書を提出すると考えている。

山下議長：この内容で報告させていただき、また広報あるいはホームページ等でこれに基づいて発信をさせていただきたいと思うのでよろしく願います。続いて前回の全員協議会の中で、山本議員からどうしたらいいだろうかとこの部分の対応についても議運の中で協議をさせていただいたので報告をさせていただきます。議運委員長をお願いします。

・山本議員からの疑義への対応について

橋本議員：前回の全員協議会の中で山本議員から問いかけがあった部分についてまとめた。全部で5点ほどになるけれども、横長の表になったものを見ていただければと思う。一つ目が議会中継ユーチューブの映像、自身の一般質問の分について自身のSNSで使ってよいかということであったけれども、これについて明確な規定というものは特になかった。議運等での協議により規定することが考えられるというところでは、根拠になる部分右側見ていただきたいと思うが、手元に細かい字の書いた資料があると思うけれども、参考のものであるけれども本会議の動画配信行為だとか、清水町議会の委員の傍聴規則を参考にさせていただきたいが、結論と見解としては使用してよいのではないかと。既に公開されているものであるということがその理由である。2番目、本会議中にスマートフォン、タブレットを使用してよいかということがあって、これについても明確に定めたものはなかった。会議規則では審議の最中に新聞とか本を読んではいけないというようなことが書いてあるけれども、これは基本的にスマホやタブレットは想定されていないと考えられる。会議場へパソコンを持ち込んでいいかどうかということについては、何例か既に模範回答集みたいなものが用意されているけれども、その中ではパソコン等の使用は経費の削減効果や紙媒体の減少を図るなどのメリットも考えられ、費用対効果やペーパーレスの観点から、議案書等の閲覧の補完としてパソコン等の使用が一定の範囲で可能となってくるであろうと書かれている。以前に鈴木議員からも国会で河野大臣がスマートフォンで確認した後で答弁しようとして持ち出したときにそのことが話題になったというか取上げられたこともあって、スマートフォンの使い方についてということで出されたことがあったと思うが、基本的にはタブレット使用しようということで進めているので、これについて今さら使用してはいけないということはないと思うが、一般的に当然会議の規則に従って、電話で話すだとか音を出すとかなんかということなく審議を深めていく上での利用というものであれば全く問題ないだろうと見解を出しているところである。3番目、所管事務調査の際の写真動画をSNSにアップしてよいかということであるが、これらについても写真を議会だよりであるとかホームページにも載せているし、議員同士とか自分の活動しているところを載せるものは問題ないだろうと、ただ児童生徒であるとか議員以外の一般の人が写り込んでしまうというようなことに対する配慮は必要だということで見解をまとめている。4番、議場に飲物を持ち込んでよいかということであるが、これについては一般質問の質問者とか、答弁する側等については水を置いているということもあるので特に持ち込んでも問題はないというところもあるけれども、1時間に1度休憩取りながら進めているので、必要に応じた形で持ち込んで頂ければと思う。5番目、一般質問をしている際の自身の写真を事務局にお願いして撮ってもよいかということについては、既に議会広報用に事務局で写真を撮っているのだからそれを活用するというような形であれば問題ないだろうと見解としてまとめた。以上である。

山下議長：只今10日の議会運営委員会で協議した内容について報告をさせていただいた。今後このような形で取り扱いをお願いします。

中島議員：5点でているけれども、1、2、3は時代の流れと言うのもあると思うが、4番の飲み物を持ち込んでよいという必要性はどのように認めて良しとしたのか。

橋本議員：現在、水が机の上に用意されているのは、質疑側で言うと一般質問の質問者だけであるけれども、例えば予算委員会とか決算委員会とかでも、かなり長いこと喋っている方もいるし、水を持ち込んでそれぞれの健康状態に応じて飲むと

というのは特段問題ないのではないかと協議したところである。

中島議員：これ、傍聴者も持ち込んでいいという理解していいのか。

橋本議員：傍聴者についても、特に傍聴規則の中で持って入ってはならないという文章も削除されているので、そこはいいと思う。

議会事務局長：最終ページに傍聴規則がある。ここで具体的に禁止しているのは、写真撮影やビデオ撮影、あるいは録音の部分しか明文化された禁止規定がない。それで、議会によってはまだ規則の中で飲食してはならないという項目を設けているところもあるが、ただ、うちの場合そこは遑って調べていないが、改正の中で削られたのか、今現在傍聴規程の中に、飲食というところの禁止規定がない。ただ、マナーとして飲んだり食べたりしながら傍聴するのはどうなのかとおもうが具体的な禁止規定は今現在設けられてないのが現状である。

中島議員：現時点で書かれていないから、何やってもいいということにはならない。これは話題として出てきたらその都度しっかり状況判断して、足すものは足していくべきだと私は思う。私は飲み食いを議事堂でするのはあまり好ましいとは思っていない。逆に言うと、今、決算委員会とか予算委員会で時間が長くなった時にどうのというか、年に何回ある。それだって1日に、1時間以内に休憩しないで続く会議どれだけあるか。それを理由にして必要だということにはならない。私は基本的に順調にっているから、うちの町は。議会によっては野次とか、もの飛んだりすることありうる。逆に言うと、そういうことを考えたら、議事堂内で、質問者が水はあると言うけれども、それはそれとして。それと、ほかの人たちが同じ状況というのは、私はそこまで考える必要はないと思うので、基本的に控えるべきだろうと私は思いを持っている。逆に言うと、危険なことも発生しうるという裏返しもあるので、これは物を持ち込むというのは基本的に控えてもらうべきだろうと思う。議事堂内で今ほかのことについて、議員が活動していく上で必要なものなら別であるけれども、これはいかがなものかと私は思う。

桜井委員：そもそも、今の時点で山本議員からこういう質問というか提案があったということなのだが。今、議会の中でこういったことを議論するというのはどうなのかと思うし、議会はやはり、議長が多少軽微なことであっても、しっかり要望に対応するというか、町議長の采配のもとに議会が成立しているので、その辺はある程度できるのだと思うし、みんな議運の中で協議することも悪くはないのだけれど、今これ改めて協議する、確認し合うというのは必要なのかもしれないけれども、議員としてどうなのかという思いも無きにしても非ずである。

鈴木議員：まず、1番目、ユーチューブの切り抜きについてはいいと思う。思うから使用して良いとなっているけれども、誰でもなんだか自由に変な風に使われるというのが少し怖いので、いや山本議員がというわけではないけれど、できれば使用する際にはご一報くださいぐらいの、一般の人が再利用するというのを考えたときに一言ぐらい付けておいたほうがいいと。ユーチューブ側に。でも結局一緒だ。議員でやってもいいかもしれないけれど、一般の人にも全部通用する話だ。

議会事務局長：ただ、そこを規制するのは難しいかもしれない。

鈴木議員：今まで使われたことあったか。確認はしてないだろう。ということは、書いておくだけで一つの抑止効果になると思う。どうぞ勝手に使ってくださいと、切

り抜きはどうなのだろうと思うので。今までないからというわけではないけれど、規制したほうがいいのか、届出制にしたほうがいいのかと思う。この中で有名人が1人ぐらい出ればばんばん使われた時に、ユーチューバーとかにがんがん使われるわけである。そのときの著作権はどこにあるのかという話だ。著作権の問題と言ったら清水町役場にあるはずだから、清水町議会か。そういうところに関連してくると思う。それも協議したほうがいいのかと思う。あと、スマートフォン、タブレットを使用して良いとなっているけれども、これはもう2年前、桜井議員の前の加来議長の時から確認して持ち込んでいいと。その代わり検索だけということで、既に持ち込んで議会中にも検索している。もう過去にやっているのでもいいだろうということで確認をしてないが、それさせていただいている。あと、所管事務調査の写真動画アップするのはいいのだけれど、例えばこの前、うちの委員会で行ったホクレンの製糖工場の中とかは絶対駄目。基本的に駄目である。だから場所については、やるのはいいけれど本当に許可を得ないと。第三者、写る方、もしくは会社に行ったら会社。それがなくおかし。議場に飲み物を持ち込んでいいと、これは私中島議員と同じで、例えば課長方がみんなこうやって飲んでいたら、何か嫌な感じするのと、具合悪いときにのどが痛いから持込みたい。ごめんなさい、感染症の疑いある方は来ないでという世界なので、体調悪い方は入ってはいけないとか、大人として休むということも必要である。コロナ経験しているのだから、体調について1時間おきにはあるのだから。これ私たち飲みたいと思うけれど、課長が飲んでいたら少し嫌な気持ちになる、正直な話。何も喋っていない人はこうやって飲んででもいいとなるし、この前なんか、沖縄かどこかの議員が飴食べながらマスクして一般質問して、懲戒処分ではない嚴重注意かなにか受けている。この辺はやはりここにもあった議員の服装の問題で品位とかがあるから、ここはそこに準用したほうがいいのかと思う。あとは、5番はそのとおりで、このままでいいと思う。私の意見はそんな感じである。

川上議員：1番、私はこれ既に公開されているものだし、オープンにされるべきものだと思うし、ユーチューバーが全国どこで誰が見ている、これを悪用するかどうかというのは分からないけども、私は本人だと思って解釈した。本人が自分で自分のSNSを、私こういう質問した、こうですというのをただ利用するのは、別に改めて、公開されているものだから特に許可は要らないという解釈でいたから。全国でユーチューバーがこれを見て、どうのこうので悪用するかどうか分からないけども、そういうものを活用すること等は、でもユーチューブで公開すること自体が、もう既に全国に全世界に配信しているということだから、議会は公開だから、そういう部分でいったら問題はないと私は思う。

山下議長：様々な意見があった。1番目については、自身の一般質問を自身のSNSに使うってよいかという部分なので、それは使用してもいいと。既に、アップされているのでと解釈をしていただければと思う。2番、3番はこれで。ただ3番で注意していただきたいのは、他に写っている部分が、ほかの部分の他者とか、未成年とか個人が写っている場合は配慮しながらやっていこうと。そして、4番については、持ち込んでもよいと議運のほうではなっていたけれど、これは今やっている範囲で持ち込んでいいという答弁者と質問者、という解釈、あるいは口の渇きの病気とかがあれば差し支えない部分の範囲で持ち込みして良いという解釈でいったらいいと。議長許可で、その都度やっていきたいと思う。5番についてはこのとおりということで、それぞれあったので、それは今後このような扱いでまいりたいと思うのでよろしく願います。

川上議員：1番の問題で私も著作権の関係は全然気にしていなかったから、そういうものがあるのであれば、著作権が問題あるのでほかには流用しないでくださいとい

う形のことを注意書きで載せるのはどうなのかと思うけれども、そういう必要性もあると。町の全体のユーチューブもあるわけで、議会に限らず町で色々な行事や何か公開して、その辺の著作権も含めた中での議論、そういう文面を入れるかどうかも含めて広報部局と検討していただければいいと。

議会事務局長：もともとユーチューブの規約上そうなっているというわけでもないのか。

山下議長：暫時休憩する。

【休憩 14：51】

【再開 14：53】

山下議長：休憩前に引き続き会議を再開する。これについては議会独自というよりは、役場のホームページのユーチューブもあるので、その著作権の関係については、役場のほうのホームページとしっかりと打合せをしながら共通の認識で進みたい。そして議員として使う場合には、自身の一般質問は切り抜きして構わないということで進めたいと思う。以上でよろしいか。

鈴木議員：自身の一般質問分はいいとして、例えば私が出そうとしたときに、町長と、もしくは副町長とやっている時に、私一般質問して今度町長、副町長が写るわけである。それがいいか悪いかということも入っている。自分が話すだけの部分ではなくて、相手方もあるということ。ここはどうなのか。私自身のSNSでユーチューブ映像使っているとは思いますが、相手の許可、これは先ほどのSNSと同じように、相手の部分も許可を得ながらやっていく必要があると、公開はされているけれど、切り取りされたらそういう事にはならない。もう一つ関連して言うのであれば、山本議員に話をしたいのだけれど、このチラシ出した。写真をアニメ化してネットでやっている、私聞いたのだけれど、あれも許可してない。私は某課長に写真でていたが許可したのかと、いや勝手になっていたというから、ここは、だからそういうところである。名前も入ってしまっているし、慎重に取り扱わなくてはならないと、ある程度一定のルールは必要と思う。いくら役場職員でも肖像権があるから、公の人が関係ないのか、いやそんなことない、駄目だ。だからここはルールをもう1回確認したほうがいいので、私たちは今の段階ではわからないから。

議会事務局長：昨日、議運で確認したときには一旦出ているものだから、それはいいのではないかとこの整理までしかなかった。今言われたように2次利用、3次利用の際の著作権云々のところまで確認というか調べていないので、そこは役場の中で言えば企画広報部門と確認したいと思う。それで、例えば自分の写ってない、答弁されている町長とかの部分は本人の許可が要るのであれば、そこは許可もらってということになると思うが。いずれにしても現時点では分からない。

鈴木議員：悪意があったら、私みたいなのが、今日みたいな町長のところ悪いところばかりくっつけるかもしれないから、そうなったらやはり本末転倒なので、だから我々がやるのであれば事務局に確認してもらおうというのは最低限必要。だからもう1回これは検討してほしいと思って。今回は少し難しい。

橋本委員長：自分の一般中継の部分をとるところで、委員の皆からご意見を伺った中で、既にもう公開されているものだからという部分には、切り張りして、都合のいい動画を作り直してというところは皆考えていなかったと思うので、山本さんが質疑しているその一つのタイトルについて、最初から最後までと言えば全く

問題ないと思うのだが、それを越えた使い方というのは、いま1度、もう1回少し詳細について議題としてみたいと思う。

山下議長：それでは1番については再度、町長部局の確認、あるいは色々な部分も含めて、今は保留にしておいて、また次回、議運のほうで少し練っていただければと思うので議運委員長よろしく願う。他についてはこのとおりに進めてまいりたいと思うので、よろしく願う。

(2) その他

山下議長：その他何かあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

山下議長：それでは長時間にわたってありがとう。以上で本日の全員協議会を終了する。

【閉会 14：58】